

その空き家

甲府市空き家バンク制度 に登録しましょう



甲府市空き家バンクは、市内全域の空き家を対象に、空き家の所有者と利用希望者のマッチングを支援します。
空き家の所有者は制度事業者と媒介契約（専任媒介契約又は専属専任媒介契約）を結び、制度事業者が空き家バンク登録申請を行います。

※所有権など、権利関係は事前に整理が必要です。



- ・空き家を売りたい、貸したい！
- ・空き家の管理が大変！
- ・なんとか手放したい！

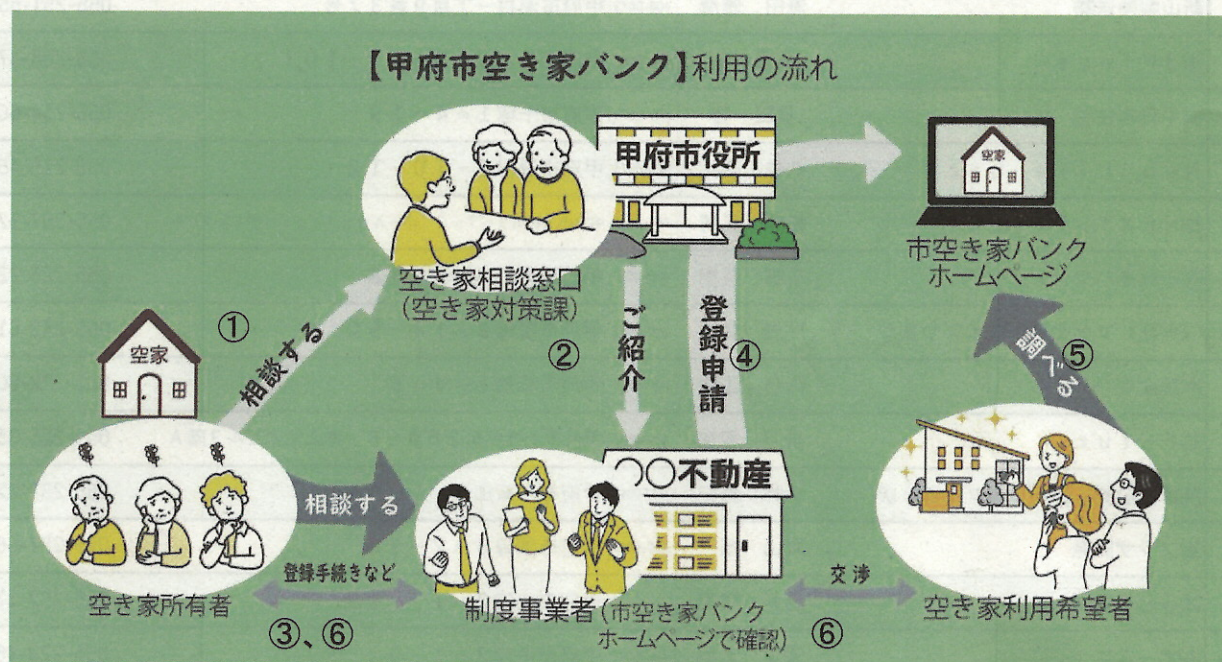


制度事業者へ
空き家バンク登録について
相談しましょう！

空き家の利用希望者は様々な条件で物件を探しています。売れないと思っている物件も制度事業者へ相談・空き家バンクに登録することで解決につながるかもしれません。

※登録した物件の売買契約が成立した場合、売り主様と買い主に助成制度があります！

（裏面参照）



① 空き家所有者は空き家相談窓口（市空き家対策課）又は、ホームページ掲載の制度事業者へ直接相談します。

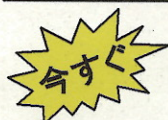
② 市にご相談いただいた場合は、制度事業者一覧からご案内します。

③ **空き家の所有者は、制度事業者と媒介契約の締結及び空き家バンク登録書類を制度事業者へ提出します。**

④ 上記制度事業者は、市へ空き家バンクへの登録申請を行い、市は空き家バンクへ掲載します。

⑤⑥ 空き家利用希望者（購入・賃借希望者）は市ホームページ等を確認し、興味のある物件について、担当の制度事業者へお問合せ。制度事業者は、所有者と利用希望者との交渉を担います。

※制度事業者：協定締結団体に所属し、市内に本店又は県内に本店を有し市内に支店を有する事業者で、本制度に協力する意思表示をされた事業者（不動産業者）。



別紙「制度事業者名簿」を
ご確認ください！

問い合わせ先：まちづくり部 空き家対策課
055-237-5350